職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の 一部を改正する規則をここに公布す

ಠ್ಠ

平成二十三年四月十五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十六号

職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員 の 勤務時間、 休暇等に関する規則(平成七年佐賀県人事委員会規則第十

号)の一部を次のように改正する。

活動を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を 支援活動促進事業として実施する放課後等における学習指導その他の教育支援 行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育 同法第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち日中一 三号に規定する事業に係る相互援助活動を行う場所、 十七年法律第百二十三号)第五条第七項に規定する児童デイサービス若しくは の下に「、 各事業を利用する」 第三条の七中「第六条の二第三項」 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十九条第 に、「出迎える」 を「第六条の二第二項」 を「出迎え、 又は見送る」 障害者自立支援法 (平成 に改め、 時支援事業を に改める。

1

附則

この規則は、公布の日から施行する。